

【中途】人材紹介契約書

株式会社 (以下「甲」という。) 及び株式会社 M.m (以下「乙」という。)
は、乙が甲に対して人材を紹介し、甲がその対価として乙に手数料を支払う取引について、
以下のとおり人材紹介契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (人材紹介の委託)

1. 甲は乙に対し、次に掲げる業務 (以下「本業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。
 - 1 甲の求めに応じ、求職者を紹介する業務
 - 2 前号の紹介に関する相談及び助言の業務
 - 3 前各号に付随関連する業務
2. 本業務によって乙が甲に対して紹介する求職者の職種は、全職種とする。ただし、職業安定法第 32 条の 11 の定めによって紹介が禁止されている職業を除く。

第2条 (人材紹介の方法)

本業務による人材紹介の方法は、次に掲げる要領に従うものとする。

- 1 甲が乙に対し、紹介を希望する求職者の条件 (資格、能力、職歴、給与等を含むが、これらに限らない。以下「紹介条件」という。) を明示した書面又は電子ファイルを交付し、求職者の紹介を依頼する。
- 2 乙は、前号の依頼を受けた後、遅滞なく、紹介条件に適合する可能性がある求職者を選定し、甲に対して紹介する。ただし、紹介条件に適合する可能性がある求職者がいないと合理的に判断したときは、乙は甲に対し、紹介条件の変更を求めることができる。
- 3 前号の定めによって乙が紹介した求職者が希望したときは (この場合の求職者を以下「応募者」という。)、甲が当該応募者に対して自ら選考を行う。甲は、当該選考の結果を決定したときは、乙に対し、その内容を速やかに書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。
- 4 甲が前号に定める応募者の採用を決定したときは、甲は当該応募者との間で雇用契約を締結したうえで、乙に対し、その旨を速やかに書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

第3条 (手数料)

1. 甲は、本業務によって応募者との間で雇用契約を締結したときは、乙に対し、当該応募者の入社した月の翌月末日までに、本業務の手数料 (以下「紹介手数料」という。) として、当該応募者の年額報酬の 35% (消費税及び地方消費税別途) に相当する額を支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
2. 前項に定める「年額報酬」は、法定内残業手当、時間外手当、休日手当及び深夜手当

その他これらに準ずる変動費用を除く賃金（基本給、諸手当及び賞与を含むが、これらに限らない）の総額とする。年額報酬の具体的な金額は、法令、雇用契約及び甲が定める給与規程、賞与規程その他の社内規程等の内容を踏まえて合理的に定まるものとする。

3. 第1項に定める雇用契約の締結後、当該応募者の責に帰すべき事由によって解雇され、又は当該応募者が自己都合によって退職したときは、乙は甲に対し、紹介手数料のうち次に掲げる額を返還しなければならない。ただし、紹介手数料の全部又は一部が未払いである場合は、未払金を当該返還すべき額に充当することができる。

雇用契約の終了日	返還すべき紹介手数料額
入社後1ヶ月以内の退職	紹介手数料の80%
入社後1ヶ月～3ヶ月以内の退職	紹介手数料の50%
入社後3ヶ月～6ヶ月以内の退職	紹介手数料の10%

4. 前項に定める場合を除き、応募者が退職したとしても、乙は甲に対して紹介手数料全額を請求することができ、すでに受け取った紹介手数料は返還を要しない。

第4条 （直接取引の禁止）

1. 甲は、乙に対して事前に書面で通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者と雇用契約その他の契約（以下「雇用契約等」という。）を締結してはならない。
2. 前項の定め反して、甲が応募者と雇用契約等を締結したときは、乙は甲に対し、前条に定める手数料全額を請求することができる。

第5条 （乙の免責事項等）

1. 乙は、応募者が甲との間で雇用契約を締結しない限り、当該応募者に対して、甲以外の事業者を紹介することができる。乙は甲に対し、応募者の併願状況に関する情報を提供する義務を負わない。
2. 応募者が甲に対して伝達する情報（文書、口頭その他の方法の如何を問わない。）は、応募者の責任において伝達するものであり、乙はその内容の真実性又は正確性を一切保証しない。
3. 乙は、甲と応募者の間の雇用契約の締結に関して、代理又は媒介その他の事実行為を一切行わず、その結果に関して一切の責任を負わない。

第6条 （紹介条件の開示・掲載等）

1. 甲は、紹介条件及び一般に公開されている甲の企業情報を、本業務に必要な範囲内で、乙が運営、提供又は指定する媒体において開示又は掲載等を行うことに同意す

る。

2. 甲は、紹介条件及び一般に公開されている甲の企業情報を、本業務に必要な範囲内で、乙が求職者（応募者を含む。以下同じ。）に対して開示することに同意する。

第7条 （個人情報の取り扱い）

1. 乙は、甲が応募者に対する選考を行うに当たって必要な範囲内で、甲に対し、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を開示又は提供するものとする。
2. 甲は、前項に基づき乙から開示又は提供を受けた個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理するものとし、当該個人情報を選考以外の目的に利用してはならない。
3. 甲は、選考結果の如何を問わず、前項に定める個人情報を、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる場合は、必要最小限の範囲内に限り、当該個人情報を第三者に対して開示することができる。
 - 1 法令等の定めに基づき、又は監督官庁、裁判所その他の公的機関から開示要請を受けた場合に、その要請に従って開示するとき
 - 2 本契約の目的のために必要な範囲内で、弁護士、公認会計士、税理士、その他法律上秘密保持義務を負う専門家に対して開示するとき
 - 3 本契約で定める秘密保持義務と同等の義務を負うことを条件に、自らの役員又は従業員に対して開示するとき

第8条 （苦情処理）

乙が、本業務に関して甲又は求職者から苦情を受けたときは、誠意をもって当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。苦情処理の対応窓口や対応手順については、乙が別途定める。

第9条 （秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から受領した情報（秘密である旨が明示されているか否かを問わず、書面、データ、口頭等の伝達方法の如何を問わない。以下「秘密情報」という。）を、正当な理由なく第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、次に掲げる情報は秘密情報に当たらないものとする。
 - 1 相手方から受領した時点で既に保有していたもの
 - 2 相手方から受領した時点で既に公知であったもの
 - 3 相手方から受領した後、自らの責によらずに公知となったもの
 - 4 第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したもの
 - 5 秘密情報に依拠することなく独自に開発したもの
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要

最小限の範囲内に限り、秘密情報を開示することができるものとする。

- 1 法令等の定めに基づき、又は監督官庁、裁判所その他の公的機関から開示要請を受けた場合に、その要請に従って開示するとき
- 2 本契約の目的のために必要な範囲内で、弁護士、公認会計士、税理士、その他法律上秘密保持義務を負う専門家に対して開示するとき
- 3 本契約で定める秘密保持義務と同等の義務を負うことを条件に、自らの役員又は従業員に対して開示するとき

第10条（損害賠償）

甲又は乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に対して相当因果関係の範囲内でその損害を賠償する義務を負う。

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間（以下「有効期間」という。）は、契約締結日から1年間とする。
2. 有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面により契約終了の申出を行い、かつ当該申出が相手方に到達していない限り、本契約は従前と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
3. 前二項の定めにかかわらず、第3条第4項、第4条、第7条第2項及び第3項、第9条、第10条、本項、第13条第5項及び第14条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。ただし第4条及び第9条については、本契約終了後2年間に限る。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、その是正を書面で催告したにもかかわらず、当該催告の翌日から起算して30日以内に当該違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知又は催告を要せずに、本契約を解除することができる。
 - 1 営業停止処分を受けたとき、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けたとき
 - 2 その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき
 - 3 破産、民事再生、会社更生若しくは会社整理の申立てがあったとき、又は清算手続きに入ったとき
 - 4 手形若しくは小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - 5 支払を停止し、又は支払不能となったとき
 - 6 前各号に準じて、経営を著しく困難とする事象が生じたとき

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 1 暴力団員等によって経営を支配されている
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与している
 - 3 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的などをもって、不当に暴力団員等を利用している
 - 4 資金等の提供又は便宜の供与などによって、暴力団員等に関与している
 - 5 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、以下に該当する行為を自ら行い、又は第三者を利用して行わないことを確約する。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、相手方が本条に違反したことが判明したときは、何らの通知又は催告を要せずに、本契約を解除することができる。
5. 前項に基づいて本契約が解除された場合、本条に違反した当事者（以下「違反者」という。）は、相手方（以下「解除者」という。）に対して損害賠償を請求できない。当該解除によって解除者が損害を被ったときは、違反者は解除者に対し、当該損害を賠償しなければならない。

第14条（合意管轄）

本契約に関連して紛争が発生し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。なお、電子契約の場合は、本契約の電磁的記録を作成し、それぞれ電子署名を行うものとし、各自その電磁的記録を保管する。

2026 年 月 日

甲：

〔住所〕

〔氏名又は名称〕

〔法人の場合は、代表者名〕 印

乙：

〔住所〕 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー17 階

〔氏名又は名称〕 株式会社 M.m

〔法人の場合は、代表者名〕 代表取締役 谷 幸 印